

クライアント各位

拝啓、秋冷の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2014年9月3日付の『株式会社の外部監査に関する法律施行令』の改正により、外部監査対象となる基準の1項目である直前事業年度末の資産総額の基準金額が従来の100億ウォン以上から、120億ウォン以上に改正されました。

本改正事項は、2014年9月4日以降開始する事業年度から適用されます。

これにより、2014年12月31日に終了する事業年度の資産基準が120億ウォン未満の企業は、2015年度からの事業年度は外部監査対象企業から除外されることとなります。

(ご参考:改正後の『株式会社の外部監査に関する法律』による外部監査対象企業の対象基準)

1. 直前事業年度末の資産総額が120億ウォン以上の株式会社
2. 株券上場法人及び当該事業年度又は翌事業年度中に株券上場法人になろうとする株式会社
3. 直前事業年度末の負債総額が70億ウォン以上、かつ、資産総額が70億ウォン以上の株式会社
4. 直前事業年度末の従業員数が300人以上、かつ、資産総額が70億ウォン以上の株式会社

敬具

EY韓英
副代表/日本事業本部長 李旋圭
常務理事 朴美香